

## 大学の世界展開力強化事業（平成23年度採択）事後評価結果表

大 学 名	名古屋大学
整理番号	A-I-5
事 業 名	東アジア「ユス・コムーネ」（共通法）形成にむけた法的・政治的認識共同体の人材育成

### ◇大学の世界展開力強化事業プログラム委員会における評価

(総括評価)  <span style="font-size: 2em; font-weight: bold;">A</span>	取組状況、目標の達成状況ともに事業計画を概ね満たしており、事業目的は実現された。
(コメント)	<p>                     交流プログラムの枠組みについては、日中韓の法律を学ぶ学生を相互に派遣する意欲的な試みであり、大学間交流・連携ガイドラインを作成し、一定の基準が3大学間で確保され、運営方針が共有されている。設定されたコアカリキュラムには語学科目も組み込まれており、東アジアにおける人材育成という本事業の目的にかなう質の保証を伴ったプログラムが実施されたと評価できる。日中韓で共有されたガイドラインをもとにQA協議会がチェックする方式がとられ、単位の相互認定や成績管理、履修に関するサポートもされた。また、外国人教員や相手国で学んだ経験を有する日本人教員、英語力の高い職員が配置され、教育体制の充実も図られており、質の保証を伴った魅力的な大学間交流の枠組みが構築された。                 </p> <p>                     外国人学生の受入及び日本人学生の派遣のための環境整備については、学生への授業料免除、奨学金、宿舍、相談などのサポートが提供され、着実な実施体制がとられていた。受入については、チューター制度を活用し、また、企業と連携した英語によるインターンシップの機会を提供するためにインターンシップ委員会が立ち上げられフォロー体制も整備された。派遣に関しては事前教育として中国、韓国に関する法律と政治についての授業がほぼ1年間提供されただけでなく、留学半年前に現地で10日間程度の事前研修が実施されていたことは高く評価できる。                 </p> <p>                     事業の実施に伴う大学の国際化と情報の公開、成果の普及については、大学が本事業を国際化に欠かせない教育プログラムとして位置付け、日本語と英語によるホームページを作成すると共に、広報誌等で情報発信が行われていた。今後は、本事業によって法学部の国際化がどのように進展し、更に大学全体にどのように普及したかについて、継続的な検証と更なる情報の発信が望まれる。                 </p> <p>                     目標の達成状況については、受入学生は目標値を上回っているが、派遣の数値目標は達成できなかった点が指摘される。また、日本人の派遣学生の語学力については、中国語については概ね達成しているが、英語、韓国語については、検定試験の受験者数が少なく、受験した者についても目標を下回っており一層の工夫が必要であったと言える。                 </p> <p>                     今後の展開及び我が国の大学教育のグローバル展開力の強化に対する貢献については、トライアングルコンソーシアムが継続して運営されることが決定しており、ジョイントディグリーやダブルディグリーにみる共同学位授与を視野に入れた大学院の実現に向けて議論が続くことになっており評価できる。その一方で、専門性が低い学部生の交流と東アジア共通法の実現という壮大な目標との間に距離がありすぎるといえる点が挙げられる。今後は、学部生が東アジア共通法という目標にどの程度近づいたのか、その専門領域の学習達成状況に関する分析を着実に進めることが望まれる。                 </p>